

令和2年度
事業計画書

社会福祉法人下野市社会福祉協議会

令和2年度

社会福祉法人下野市社会福祉協議会事業計画

1. 基本方針

人口減少社会を迎え、少子高齢化や核家族の進展、ひとり暮らし高齢者や高齢夫婦のみ世帯の増加など、地域における社会環境の変化に伴い、福祉や生活に関わる課題が複雑多様化し、既存のサービスだけでは対応が難しい状況にあることから、その課題に向けた取り組みが急がれます。

このような中、「我が事・丸ごと」の地域共生社会に向けた、地域力の強化、地域住民の地域福祉活動への参加促進や包括的な支援体制づくりが求められています。

本会では、昨年度から行政機関と連携しながら推進してきた地域共生社会の基礎となる「生活支援体制整備事業」を中心に地域全体で高齢者等の生活を支える体制づくりに引き続き取り組んでまいります。また、第2期地域福祉活動計画の事業・活動を着実に推進することを基本に、地区社協の整備をはじめボランティア等の担い手育成、生活困窮者への支援、そして、認知症高齢者、知的・精神障がいの方への「法人後見事業」を実施し、地域への支援体制が充実するよう努めてまいります。

さらに、新たな取り組みとして「成年後見制度利用支援事業」を受託し、「法人後見事業」を実施し、成年後見制度の利用を促進し、地域における権利擁護支援体制を構築するとともに、地域連携ネットワークづくりを積極的に推進いたします。

また、就労継続支援B型事業や介護保険事業の独立採算経営の運営を効果的かつ効率的で安定した事業運営に努めるとともに、下野市保健福祉センター「ゆうゆう館」指定管理事業も利用者に質の高いサービスを提供し社協経営基盤の一層の強化に努めてまいります。

法人運営については、市民からの信頼を得られるように事業運営の透明性を図りながら社協の存在意義を含めたPRに努め、事業の自主財源である会費や共同募金の財源確保に取り組んでまいります。

2. 重点事業

(1) 第2期地域福祉活動計画の着実な推進

計画の基本理念である「思いやりの心で互いに支え合い いきいきと暮らせる 幸せ実感のまち 下野」を着実に実行するために地域福祉計画推進委員会を開催し、年度ごとの事業の進捗状況を確認し重点事業に積極的に取り組みます。

(2) 生活支援体制整備事業の推進

第1層及び第2層生活支援コーディネーターを中心に各層の協議体と連携し、地域の既存資源の把握に努め地域に不足するサービスの創出や担い手の養成等の資源開発、関係者間の情報共有を図りサービス提供主体間の連携に努め、地域住民が主体となる地域支援体制の構築を目指します。

(3) 権利擁護の推進 ※新規

認知症高齢者、知的障がい、精神障がいなどのために、判断能力が不十分な利用者の権利を守るため成年後見制度利用支援事業を受託し、相談や広報・啓発、市民後見人養成等を行います。また、本会が法人として成年後見人等に就任し、身上監護・財産管理に取り組む法人後見事業、さらに日常生活での福祉サービスの利用や金銭管理等が難しい人を対象とした、日常生活自立支援事業（あすてらす）を実施し、権利擁護の推進に努めます。

(4) 地区社協組織整備の推進

小地域福祉活動の基盤となる福祉活動の組織づくりに取り組み、地域の生活・福祉課題などの解決に向け「助け合い」「支え合い」等の地域福祉の仕組みづくりを推進し、各地域の実情に合わせた地区社協の設置を推進するとともに、地区社協活動への支援に取り組みます。

(5) ボランティアセンター機能の充実

地域課題の多様化に対応するため、ボランティアグループ等の活性化に向け、新たな担い手や社会資源の確保、人材育成やボランティア養成のため各種講座や講習会等を開催し、幅広い世代に情報の発信を行うとともに普及啓発活動の強化に努め、ボランティアグループ等が主体的に地域のニーズに取り組めるよう支援します。

(6) ゆうゆう館施設経営の充実

下野市保健福祉センター「ゆうゆう館」の指定管理者として、経営の視点に立った効率的な運営と自主事業の充実を図りながら、利用者の利便性・満足度を高めるようサービスの向上に努めてまいります。

また、ゆうゆう館をより地域に根差した福祉の中核的施設として位置付け、ボランティア活動や各種福祉相談、社会福祉事業を展開する拠点として活用してまいります。

(7) 生活困窮者支援対策の推進

生活困窮者自立相談支援事業は、生活保護に至る前の段階から早期に支援を行うことにより生活困窮状態からの早期自立を支援することを目的としています。

「くらし応援センターささえーる」として生活困窮者を早期に把握し、包括的に相談に応じる窓口として、生活困窮者の抱えている課題をアセスメントし、その課題を踏まえた支援計画（プラン）を策定のうえ、プランに沿って自立に向けた支援を行います。また、経済的な課題を抱えている方には、家計の見える化など家計改善支援事業を行います。さらに、関係機関との連絡調整や地域のネットワークづくりに努めます。

(8) 会員の加入促進並びに自主財源の確保

本会の経営と健全性を維持するため、会費の使途を明確にして市民及び関係機関の理解を得ながら加入促進に努めるとともに、就労継続支援B型事業や介護保険事業等の積極的な展開により自主財源の確保を図り、住民の福祉ニーズに対応した事業の推進に努めます。

3. 法人運営

法人の円滑な運営と住民の福祉ニーズを把握し、安定した事業・活動を推進するため、事業計画・予算、事業報告・決算及び法人の重要事項を理事会、評議員会の開催及び監査の実施により審議・決定します。

- 理事会の開催 年3回、その他必要により開催
- 評議員会の開催 年3回、その他必要により開催
- 評議員選任・解任委員会の開催
- 監査の実施 年1回
- 事業財源の確保 通年

4. 地域福祉

(1) 地域福祉事業

①生活支援体制整備事業の推進【14,980千円】市受託事業

地域包括ケアシステムの構築に向け、第1層・第2層生活支援コーディネーターを中心に第1層・2層協議体の運営を行い、行政、関係機関との連携を図りながら、地域で支え合える市民主体の互助で取り組む地域福祉活動の体制づくりを推進します。

- 第1層協議体の開催 年2回開催、その他必要により開催
- 第2層協議体の開催 3地区（国分寺・石橋・南河内）月1回開催
- 生活支援体制整備事業合同連絡会 月1回開催
- 生活支援体制整備会議の開催 週2回
- 生活支援コーディネーター研修会等の参加
- 自治会説明会・講演会の開催

②地域ふれあいサロン事業の実施【4,345千円】市受託事業

高齢者が地域の中でいきいきとした生活が送れるよう、高齢者と地域住民が共に触れ合う場を作り、高齢者を地域で支え合うという意識の向上と地域保健福祉活動の促進を図るため、活動助成金の交付を行います。

③地区社協の組織整備事業 【事業費：394千円】

地域福祉活動の基礎となる地域づくりに向け、市内のコミュニティ推進協議会を中心に地区社協事業の組織整備に取り組むとともに、行政や生活支援体制整備事業と連携、協働しながら事業の推進に努めます。

○地区社協活動の支援

東方台地コミュニティ推進協議会内の福祉部会へ活動費を交付し、引き続き三世代交流事業、健康講座等の事業を支援します。

- グリーンタウンコミュニティ推進協議会に対して、三世代交流事業助成金の交付及び組織整備に努めます。

○未設置地区への啓発活動の実施

未設置のコミュニティ推進協議会を対象に事業説明会を開催し、地区社協の組織整備に努めます。

④しもつけ福祉大会の開催【事業費：500千円】

みんなで支え合う福祉のまちづくりの実現を目指して、地域住民と福祉関係者が連携し地域福祉活動への理解を深めるとともに、社会福祉の発展に貢献された方々を顕彰し感謝の意を表することを目的として「第5回しもつけ福祉大会」を開催し、表彰及び感謝状の贈呈や福祉講演会を開催します。

⑤登下校時における子どもたちの見守り活動【事業費：686千円】

児童の交通安全や犯罪防止活動の一環として、関連機関や団体と連携しながら、地域ぐるみで通学路等の見守り活動を推進します。

⑥一般フリートレーニング事業【事業費：745千円】

40歳以上の方を対象に、運動器具を利用した自主トレーニングを実施し、体力の向上を図ります。

場 所	ゆうゆう館 トレーニングルーム
開催日時	月～金曜日 午前10時00分～午後5時00分
内 容	筋力トレーニング ※水曜日の午後1時30分～午後3時30分はトレーナーがいます ※毎週水曜日午後2時30分から初心者講習を実施します（要予約）

⑦災害ボランティアセンター立上げ訓練の実施

災害時対応マニュアルをもとに立ち上げ訓練を実施するとともに、マニュアルの見直しを行います。

⑧緊急食料等支援事業【事業費：56千円】

市内に居住する生活困窮者等が、緊急的かつ一時的に生計の維持が困難になった場合に緊急的かつ一時的に食料等を給付し、生命の安全と生活の再建を支援します。

(2) ボランティアセンター運営事業【事業費：4,558千円】

地域住民のボランティア活動への理解や関心を高め、地域で助け合い、支え合えるボランティアの育成を目的とした各種講座の開催やボランティア活動への支援、情報収集、広報啓発活動などを実施し、ボランティア活動の推進を図ります。

○ボランティアの相談、依頼・派遣、マッチング

○ボランティア活動に関する各種講座等の開催

・手話講習会（入門コース）

・傾聴ボランティア養成講座

・災害ボランティア活動講座

・福祉共育ボランティア講座

・地域サロンボランティア講座

・ジュニアふくし体験学習（小学4・5・6年生対象）

・地域出前講座

○ボランティア交流会

- ボランティア活動保険の取り扱い
- ボランティア広報紙「きらり」の発行（年6回発行）
- 視覚障がい者等声の宅配サービス（広報紙等の音訳CD貸出し）
- 点字図書の作成・提供

（3）福祉教育・啓発事業

①ふくし移動講座【事業費：293千円】

地域や学校・企業等を対象に、社会福祉に対する理解や関心を深めるため、ボランティアの協力を得ながら福祉学習プログラムを提供し、福祉教育を推進します。

②福祉活動費助成事業【事業費：800千円】

市内の小・中学校、高等学校を対象とした福祉活動費助成金の交付を行い、児童・生徒の福祉への理解と関心を高め、ボランティア活動や福祉教育の促進を図ります。 <助成額 1校当たり 50,000円>

③実習・職場体験学習の受け入れ

高校、大学、専門学校等の福祉現場実習、職場体験学習の機会を提供します。

（4）福祉イベント等の開催

①しもつけふくしフェスタ「2020」の開催【事業費：3,154千円】

「たすけ愛」を基本テーマに、市民の地域福祉に対する理解と関心を高め、人と人がふれ合う場を提供し、あたたかいまちづくりを目指すため、本会の事業やボランティア活動のPRをはじめ、福祉体験や各種福祉団体等の活動紹介、市民によるステージ発表のほかチャリティー模擬店等のイベントを開催します。

②ふれあいふくし運動会の開催【事業費：1,072千円】

高齢者、障がい者、子どもたちが民生委員児童委員やボランティアの協力を得て、一緒にスポーツを楽しみ健康増進を図りながら地域との交流を深めるために開催します。

③花まつり招待事業開催【事業費：517千円】（市観光協会共催事業）

市内の福祉施設利用者等を天平の花まつりに招待し、民生委員児童委員や花まつり出店の協力を得て、地域との交流・親睦を図るため開催します。

※令和2年4月7日（火）に国分寺聖武館を会場に開催を予定しておりましたが、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、開催を中止することになりました。

④障がい児者交流会【事業費：240千円】

障がい児者とその家族を対象にレクリエーションを通じて交流を図り、親睦を深めるため開催します。

⑤親子ふれあい事業【事業費：172千円】

親子や仲間、グループ等がイベントを通し協力し合うことで、思いやりの心を育て福祉を身近に感じることを目的に開催します。

対象者	小学生とその保護者
内容	福祉に関する体験や講話、施設見学等

(5) 成年後見制度支援事業（市受託事業）【事業費：13,380千円】※新規

下野市において成年後見制度利用促進計画の策定が検討されている中で、地域で安心して生活できるよう、権利擁護の推進及び被後見人等に対する支援体制の充実を図ります。

【主な業務】

- 相談
- 広報・啓発
- 市民後見人の育成
- 成年後見申立ての支援
- 関係機関との連携

成年後見事業に関係する専門職団体や家庭裁判所との連携、また専門的判断による各種支援を検討することにより、成年後見制度の推進を図ります。

(6) 法人後見事業の推進【事業費：700千円】

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等で判断能力が不十分なため、また意思決定が困難な方の判断能力を補うため、成年後見制度を活用し、財産管理や身上監護を中心とする権利擁護サービスを提供します。

【主な業務】

- 身上監護
福祉サービスの契約、費用の支払い・福祉施設等の入退所に関する契約など支払い等の法律行為に関する支援を行います。
- 財産管理
財産の管理・金融機関との取引・定期的な収入の受取及び費用の支払い・財産目録の作成・生活に必要な送金及び物品等の購入、証書等の保管及び各種手続き等の支援を行います。

(7) 日常生活自立支援事業「あすてらすしもつけ」（県社協受託事業）

【事業費：4,180千円】

基幹的社会福祉協議会として、高齢や障がい等により判断能力が低下し生活に不安がある方に対し、相談援助や福祉サービス利用支援・金銭管理・書類等の預かりサービスを行い、利用者が地域で安心して生活できるよう支援します。

支援内容	福祉サービスの利用援助・日常的な金銭管理サービス・書類等の預かりサービス
利用料	福祉サービス利用手続き・金銭管理 1,000円/回 書類等の預かりサービス 500円/月
担当区域	下野市・壬生町

(8) 生活困窮者自立相談支援事業（市受託事業）【事業費：14,339千円】

（愛称：くらし応援センターささえーる）

生活保護に至る前の段階から早期に支援を行うことにより生活困窮状態からの早期自立を支援することを目的に、自立相談支援事業及び家計改善支援事業を実施します。

①自立相談支援事業

生活困窮者からの相談を早期に幅広く受け止め支援します。

- ・生活困窮者の抱えている課題をアセスメントし、そのニーズを把握を行います。
- ・ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう、自立支援計画（プラン）を策定
- ・自立支援計画に基づく各種支援が包括的に行われるよう、関係機関との連絡調整や下野市支援調整会議を実施

②家計改善支援事業

家計改善支援事業として経済的な課題を抱えている方からの相談に応じ、家計の見える化などを行い、生活再建を支援します。

- ・家計の状況の「見える化」と根本的な課題の把握
- ・家計表やキャッシュフロー表を活用し、家計の再建に向けた具体的な支援内容の提案
- ・相談者が自ら家計を管理できるようになることを支え、早期の生活再建を支援

(9) 福祉サービス利用支援事業

①福祉バス（ふれあい号）の運行・管理【事業費：1,302千円】

本会事業と本会関係団体の活動及び社会参加を支援するため、福祉バスの運行を行います。

団体名	身体障害者福祉会、ボランティア連絡協議会、遺族会 老人クラブ連合会、心身障害児者父母の会 ひとり親家庭福祉会
定員	29名（内、車椅子2台）

②手押し車の購入助成事業【事業費：300千円】

高齢者の日常生活の便宜を図るため、外出等に使用する手押し車の購入費一部を助成します。

対象者	概ね75歳以上の方で手押し車を必要とする方
助成額	購入費の2分の1（限度額5,000円）

③車椅子貸出事業

ケガや障がい等により一時的に車椅子が必要となり、他の福祉サービスで貸出を受けられない方に対して、外出しやすい環境づくりのために3か月を限度として、無料で車椅子の貸出を行います。

④福祉用具等の貸出事業【事業費：43千円】

本会が所有する綿あめ機やポップコーン機、輪投げ用具、福祉体験用具等を一部有料にて貸出します。

⑤安全帽子購入費助成事業【事業費：580千円】

市立小学校の新入学児童を対象に、児童の交通安全・事故防止の啓発を図るため、学校指定の安全帽子購入費用の一部を助成します。

(10) 相談事業

①心配ごと相談所の開設（市受託事業）【事業費：313千円】

民生委員児童委員、人権擁護委員及び行政相談員による心配ごと相談所を開設します。

場 所	開 催 日	時 間
石橋公民館 (石橋地区)	第1・2月曜日 (一般相談) 第3月曜日 (総合相談)	午後1時30分 ～3時30分
ゆうゆう館 (国分寺地区)	第1・2火曜日 (一般相談) 第3火曜日 (総合相談)	午後1時30分 ～3時30分
	第4火曜日 (総合・児童相談)	午前9時30分 ～11時30分
南河内図書館 (南河内地区)	第1・2金曜日 (一般相談) 第3金曜日 (総合相談)	午後1時30分 ～3時30分

②無料法律相談（市受託事業）【事業費：905千円】

弁護士による無料法律相談を開設します。(要予約)

場 所	開 催 日	時 間
ゆうゆう館 (相談室)	第2木曜日	午後1時 ～4時30分

(11) 資金貸付事業

①小口資金貸付事業【事業費：1,050千円】

緊急に生計の維持が困難になった世帯に対し、生活費を貸し付けることにより、経済的自立及び生活の安定を目指した支援を行います。

・貸付限度額 30,000円(無利子)

②生活福祉資金貸付事業（県社協受託事業）【事業費：2,328千円】

各市町の社会福祉協議会が窓口となり、他の資金から借入れが困難な低所得世帯（市民税非課税世帯）・障がい者本人又は障がい者と同居する世帯（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の保持者）・高齢者世帯（日常生活上、療養又は介護を必要とする65歳以上の高齢者の属する世帯）を対象に、資金の貸し付けと必要な援助指導を行います。

《資金の種類》

- ・総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金

③行路人援護事業【事業費：6千円】

市内における行路人に対し、小金井駅から小山駅、または宇都宮駅までの鉄道運賃相当額の貸し付けを行います。

(12) 広報・啓発活動【事業費：2,306千円】

地域福祉事業に対する市民の理解・参加を得るため、広報・啓発活動を実施します。

- 広報紙「しもつけ社協だより」の発行（奇数月15日、年6回発行）
- ホームページの活用

(13) 共同募金会事業

栃木県共同募金会下野市支会として、世帯ごとや学校・街頭等で募金活動を行い、その募金をもとに地域福祉事業を実施します。

- 共同募金・歳末たすけあい募金運動の実施（10月1日～12月31日）
- 災害時における見舞金等の交付
- 歳末慰問事業の実施【事業費：2,644千円】

共同募金歳末たすけあい配分事業の一環として、慰問品を配分する。

【対象者】

- ・ひとり暮らしの高齢者（71歳以上）
- ・市内施設の入所者及び利用者

(14) 日本赤十字社事業

日本赤十字社栃木県支部下野市地区として、世帯ごとに会員募集を行い、寄せられた活動資金（会費・寄付金）をもとに各種日赤事業を実施します。

また、市内で災害が起こった際に被災世帯への救援物資の交付を行います。

- 赤十字会員募集（活動資金募集）の実施
- 災害救援物資の交付
- 日赤奉仕団の活動支援
- 市防災訓練等における炊き出し訓練の協力

(15) 福祉団体への支援【事業費：2,430千円】

各団体が実施する福祉活動に対し事務的支援及び助成を行うことにより、福祉団体活動や自主運営を促進します。

- ボランティア連絡協議会
- 老人クラブ連合会
- 身体障害者福祉会
- 心身障害児者父母の会
- ひとり親家庭福祉会
- 遺族会
- 自治会長連絡協議会
- おもちゃの図書館
- 民生委員児童委員協議会
- 子ども会育成会
- 人権擁護委員会
- 特別支援合同研究会

5. 在宅福祉

(1) 介護保険事業

①居宅介護支援事業「ケアプランセンター下野市社協」【事業費：18,862千円】

在宅で生活している要介護者が、日常生活を営むために必要な介護サービスを適切に利用できるよう居宅サービス計画（ケアプラン）を作成します。そして、その計画に基づき、サービスを提供する事業所や行政等の関係機関と連絡を取り合い連携します。今後も引き続き、安定した事業運営に努めます。

②通所介護事業「デイサービスセンターのぞみ」【事業費：62,601千円】

要介護、総合事業対象者の高齢者に対し、心身の状態に合った必要な日常生活上の介助、体操、レクリエーションを行うことによる身体機能の維持と他者との交流や家族の介護負担の軽減が図れるよう支援します。今後も引き続き、新規利用者を積極的に受け入れます。

(2) 障害福祉サービス事業

①就労継続支援B型事業（なのはな・すみれ）【事業費：69,201千円】

心身に障がいを持つ利用者が、通所により生産活動その他の機会の提供を通じ知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うことにより、自立した日常生活や社会生活を営むことができるようサービスを提供します。また、令和3年度に向けて、国西小学校の跡地への事業所の移転について、市と連携しながら施設整備等の調整を行います。

②特定相談支援事業（下野市社協特定相談支援事業所）

障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、利用者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう利用者及び家族等の相談に応じ各種サービスの利用援助・調整を行い、必要な障がい者サービスが適正に利用できるようサービス等利用計画を作成し計画相談支援を提供します。

実施地域	下野市内
対象者	(1) 知的障がい者（18歳未満の者は除く。） (2) 精神障がい者（18歳未満の者は除く。）

(3) 地域支援事業

①地域包括支援センター事業【事業費：41,539千円】市受託事業

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する中核的機関としての役割を担っています。

【主な業務】

○総合相談支援事業

- ・地域におけるネットワーク構築業務 ・実態把握業務
- ・総合相談業務 ・各種申請補助 ・介護者支援

○権利擁護事業

- ・成年後見制度の活用と普及 ・虐待への対応 ・多問題事例への対応
- ・消費者被害の早期発見と防止 ・老人福祉施設等への措置相談

○包括的・継続的ケアマネジメント事業

- ・包括的、継続的なケア体制の構築業務 ・個別相談業務
- ・地域における介護支援専門員のネットワーク形成業務
- ・実践力向上のための研修会等の開催 ・支援困難事例への支援
- ・地域ケア会議開催

○認知症施策推進事業

- ・認知症サポーター養成講座開催 ・認知症ケアパス作成、普及啓発
- ・認知症初期集中支援の推進 ・認知症の人の介護者への支援
- ・認知症サロンの支援

○在宅医療・介護連携推進業務

- ・在宅医療、介護連携相談窓口との連携による医療的課題への対応

○介護予防ケアマネジメント支援業務

○一般介護予防支援業務

○指定介護予防支援業務

②ふれあいサロン「ゆうゆう」事業【事業費：7,410千円】市受託事業

介護保険の一般介護予防事業として、ボランティア等の協力を得ながら体操やレクリエーション活動を通じて、運動能力低下の防止、口腔機能の向上を図ります。また、高齢者が住み慣れた地域で人との繋がりを持ちながら、生き生きとした生活が送れる居場所づくりの場を提供するとともに、介護予防をはじめ孤立感や不安感の解消を支援します。

会 場	ゆうゆう館（会議室等）
開催日	原則 週 2 回（水曜日・金曜日）
時 間	午前 1 0 時～午後 3 時
内 容	健康体操・講話・音楽療法・レクリエーション・趣味活動等
参加費	4 0 0 円／回（送迎有） 2 0 0 円／回（送迎なし）
その他	昼食代 500 円（希望者）、活動に必要な材料代等は別途負担

6. ゆうゆう館施設運営【事業費：74,072 千円】

指定管理施設として、施設の設置目的に沿った運営を行うとともに、ホームページや社協だよりを活用し、幅広く周知することにより利用者増及び収入の安定を図ります。また、リラクゼーションを目的とした自主事業に取り組みながら、利用者等から高い評価が得られるようサービスの向上に努め、より効果的・効率的に適切な管理運営を行います。

7. 収益事業【事業費：925 千円】

自主財源確保のための収益事業として、天平の花まつり奉納用のぼり旗を販売し、花まつり会場周辺に樹立します。（市内企業等）

・価格 8,800 円／本

※令和 2 年度の花まつりイベントは、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため開催中止となりましたので、すでに購入していただいた法人事業所の「のぼり旗」は、令和 3 年度に樹立をいたします。

8. 市・県及び関係機関との連携

- 下野市との連携・協調を図ります。
- 下野市との人事交流を推進します。
- 栃木県・栃木県社会福祉協議会との連絡調整を図ります。
- 地域福祉関係機関とのネットワークづくりを推進します。
- 県社協等の研修会に参加し、職員のスキルアップを図ります。